

平成 28 年度岩手県青少年問題協議会 会議録

1. 日 時

平成 28 年 11 月 24 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 35 分

2. 場 所

プラザおでって 3 階 大会議室

3. 出席者

(1) 委員（16 名）

- ① 海老糸子 委員
- ② 金谷 茂 委員
- ③ 酒井 久美子 委員
- ④ 佐々木 千晶 委員
- ⑤ 平井 ふみ子 委員
- ⑥ 八重樫 卓也 委員
- ⑦ 藪井 靖子 委員
- ⑧ 渡邊 好章 委員
- ⑨ 後藤 博一 委員（代理 佐々木 武則）
- ⑩ 佐々木 義彦 委員
- ⑪ 清水 大輔 委員
- ⑫ 菅原 由紀 委員
- ⑬ 高橋 嘉行 委員（代理 伊藤 正則）
- ⑭ 津軽石 昭彦 委員
- ⑮ 堀 誠司 委員（代理 及川 雅人）
- ⑯ 宮島 将弘 委員

(2) 事務局（4 名）

環境生活部：1 名

熊谷副部長兼環境生活企画室長

環境生活部若者女性協働推進室：3 名

中里青少年・男女共同参画課長

高橋主査、岩淵主査

【 会 議 】

1. 開会（高橋主査）

ただ今から、平成 28 年度岩手県青少年問題協議会を開催します。

私は、本日の司会を担当します岩手県環境生活部若者女性協働推進室の高橋と申します。

会長選任までの間、便宜進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日ご出席いただいている委員の皆様は、委員総数 19 名中、代理出席を含めまして 16 名であり、過半数に達していますので、岩手県青少年問題協議会設置条例第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、加藤委員、佐藤委員、松田委員は御都合により御欠席の旨、ご連絡をいただいておりますので、報告いたします。

それでは開会に当たり、環境生活部長の津軽石から挨拶を申し上げます。

2. あいさつ（津軽石環境生活部長）

平成28年度岩手県青少年問題協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、日頃から青少年の健全育成につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

東日本大震災津波の発災から丸 5 年を迎え、県では本年を東日本大震災津波からの本格復興完遂年と位置付け、引き続き復興を県政の基軸として施策を推進しているところでもあります。

あらためまして、皆様の御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

さて、昨今の社会情勢を見ますと、少年による凶悪事件や福祉犯被害の発生、インターネット社会における有害情報の氾濫やニート・ひきこもりの問題、さらには、いじめや自殺など、青少年をめぐる問題は複雑化・深刻化している状況でございます。

県といたしましては、昨年 3 月、当協議会で御審議をいただきながら「いわて青少年育成プラン」の改訂を行い、各市町村や関係機関、団体、地域住民等との連携の下に、有害環境の浄化や少年補導、若者の活躍支援、ニートの就業支援などの活動を推進しているところであります。

本日は、青少年育成プランの進捗状況につきましてのご説明と「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」の設置について協議をさせていただきますが、委員の皆様方のご意見を今後の取組みに活かして参りたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

3. 委員紹介

[事務局から出席委員を紹介]

4. 会長選任

【事務局】（高橋主査）

次に「4 会長選任に入らせていただきます。

条例第3条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選によることとなっています。互選の方法につきまして、何か御意見はございませんでしょうか。

【金谷委員】

候補者の事務局案をお願いいたします。

【事務局】

ただいま、金谷委員からお話のありましたとおり、事務局案をお示しすることとしてよろしいでしょうか。

事務局といたしましては、会長に公益社団法人岩手県青少年育成県民会議理事の平井委員をお願いしたいと考えておりますがいかかでしょうか。

(異議なしとの声)

御意見がないようですので、会長は平井委員をお願いいたします。

ここで、会長に選任されました平井委員から一言御挨拶をお願いいたします。

【平井委員】

平井でございます。委員となられました皆様方の知見をこの岩手県青少年問題協議会にたくさんいただきたいと思っております。社会的自立が困難な若者の支援や、いじめの問題、そして進化する子ども達の文化、スマートフォンやネットによる悩ましい問題等があります。会長たる私は力不足でございますけれども、委員の皆様お一人お一人の豊かな知見のもとに、この会議を運営して参りたいと存じます。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。また、条例第3条第3項の規定によりまして、会長の職務代理者は、会長があらかじめ指名することとなっておりますので、平井会長から御指名をお願いいたします。

【平井会長】

会長の職務代理者には、岩手日報社編集局報道部・第二部長の八重樫委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、会長の職務代理者に御就任いただく八重樫委員におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

平井会長には議長席にお移りいただきますようお願いいたします。

5. 議事

【事務局】

続きまして議事に入りますが、条例第3条第2項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、以後の進行は平井会長にお願いいたします。

【議長】（平井会長）

議事に先立ちまして、協議会運営要領第5条第3項に基づく会議録署名人の指名をさせていただきますと思います。

本日の会議録署名人として、盛岡スコール高等学校の酒井久美子委員と盛岡家庭裁判所の宮島将弘委員にお願いします。

(1) 報告

【議長】

それでは、会議の次第によりまして議事を進めてまいります。

議事の(1)報告について、「いわて青少年育成プランの取組み状況について」を、事務局から説明をお願いします。

なお、ご質問等は、説明をいただいた後にまとめて取りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

[事務局（中里課長）から「いわて青少年育成プランの概要」について説明]

[事務局（岩淵主査）から資料1-1、1-2、1-3について説明]

【議長】

ありがとうございました。

新しい委員の皆様のために、青少年プランの概要の説明もいただきました。そして、

人づくり、地域づくり、環境づくりについても御説明いただきました。

ただいまの説明につきまして委員の皆様から、御質問等があればお願いいたします。

【佐々木千晶委員】

質問させていただきたいのですが、指標の中に、非常に問題になっている、いじめに関連する項目が盛り込まれていない理由は何かということと、指標 14 番の放課後の公的な居場所がある小学校区の割合のところ、目標値が平成 30 年度で 91.8 と非常に微増の計画を立てられているのですが、本来 100 パーセントを目標にしてしかるべき項目ではないかと思いますが、90 パーセント台という数字が出ているのか、一割弱は無くてもいいという判断をされた理由をお聞かせ願います。

【岩淵主査】

いじめの指標についてでございますが、確かにいじめの問題はいろいろところで取り上げられておりまして、本当に取り組まなければならないと当室としても考えております。

ただ、いわて青少年育成プランは、青少年の健全育成が主となるプランになりまして、いじめについては、指標として設定してはおりませんが、関係課が、重点的に取り組んでいるところでございます。

指標としてはおりませんが、県としてはしっかり取り組んでいるというふうに捉えて当室としては進めているところでございます。

公的な居場所がある小学校区の割合のところですが、学校統廃合等によって非常に変動が大きくなっています。

今お話いただいたとおり、確かに 100 パーセントであるべき数値とは思いますが、県内の実態を考えながら着実に伸ばしていく、統廃合の地域や学校の事情の変化に合わせて着実に進めて行くということでこのような指標を設定していると関係課からお聞きしているところでございます。

【佐々木委員】

いじめに関しては、皆さんご存知とは思いますが、岩手県は全国の中でも問題になっている県ですので、県でしっかり取り組んでいるから指標には入れなかった理由は、例えば県外の人から見て納得できる理由ではないのではないかと思います。

こちらの計画は5ヶ年計画として策定されているものですので、5年間はそのままということだと思いますが、含まれていてしかるべき指標だったのではないかと思います。

こういうネガティブなことはなかなか数字を出したがるような傾向なのかなと思う所もあるのですが、表に出すことを避けると実際に苦しんでいる子供を助けることに

はならないので、是非積極的に取り上げていただければと思います。

【議長】

ありがとうございました。このことに関連して委員の皆様なにかありませんでしょうか。

【中里課長】

いじめの件ですけれども、いじめについては学校教育の中での事案ということもありますし、県ではいじめについては、別にいくつか指標を設定して教育委員会のほうで取り組んであるかと思います。

学校教育室の方から何か今の件について補足していただければと思うのですが。

【高橋委員】（代理：伊藤学校教育室生徒指導担当主任指導主事）

いじめに関しては重要な問題でもありますので、いじめ問題協議会という別のかたちもので出しております。

参考としては、アクションプランのほうの指標には入れてあるものでございまして、健全育成を主としているこちらの指標には入れていないというものでございます。

【議長】

佐々木委員いかがですか。

【佐々木委員】

管轄は違うけれども、しっかり取り組まれているということで了解いたしました。

【議長】

佐々木委員、御意見等ありがとうございました。他に何か委員の皆様ありませんでしょうか。

【菅原委員】

資料1-2の中身のところについて質問してもよろしいでしょうか。

(3)の青少年悩み相談室というところで、様々個別の窓口がいっぱいある中で包括的な悩みは何でもどうぞと受けている窓口だと思うのですが、この相談件数457件の内訳でどういう相談が増えているのか教えて下さい。

【岩渕主査】

ただいまの質問でございしますが、多いのは子どもを持つ親、保護者からの相談が多く

なっています。

子どもの学習、友達付き合い、部活動等、本当に幅広い悩みについて対応しておりますし、最近は中学生本人からの電話相談や高校生からのメール相談もございます。

各学校や教育委員会にお願いして、生徒指導に悩み相談の電話番号等を周知していただいているところもあります。

それから、県の教育委員会が作っている子供SOSダイヤルカードの中に、県で設置している各種相談機関の電話番号が記載されておりますので、それを見た保護者さんや児童生徒等が電話やメールで相談をしてくるケースが多くなっております。

その他にも、30代後半とか、成人の方でも御自分の人生や就労等について相談をされるケースもございまして幅広い相談に対応させていただいているところです。

【議長】

菅原委員いかがですか。

【菅原委員】

そうしますと、小中高の教育相談が多いということでしょうか。

【岩淵主査】

そのとおりです。成人してからというよりは、青少年に関わる悩みの相談が多くなっております。

【議長】

ありがとうございます。他に何か御質問はありませんでしょうか。

特になければ次に移らせていただきます。

(2) 協議

【議長】

それでは、議事の(2)の協議について、「岩手県子ども・若者支援ネットワーク会議」の設置についてを議題とし各委員から御意見等をいただきたいと考えております。

はじめに、事務局から説明をお願いします。

[事務局(中里課長)から資料2-1、2-2について説明]

【議長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問等あればお願いします。

【酒井委員】

資料 2-1 の 1 番にある、本県における子ども・若者支援の現状で、ニート、ひきこもりや不登校というような例と挙がっていますが、実は学校現場の問題として発達障がいの子ども達が最近特に増えているという大きな問題があります。

昔からそういう傾向の子どもは居たのでしょけれども、医療のほうも判断が明確になってきておりまして、何かしら病名が付いている子どもが増えてきているということです。

この子ども達は、もちろん学校だけでは対応が難しいので医療福祉等専門機関との連携やサポートが本当に必要になっております。

イメージとしては、保健福祉医療も連携の中に入っているのですが、現状認識のところでそこもしっかりしていただくことが必要なんじゃないかなと思います。以上です。

【議長】

はい、お願いいたします。

【岩淵主査】

ありがとうございます。発達障がいにつきましては、我々も非常に重要と考えており、取り組んでいかなければならないものだという認識はございます。

先程触れた青少年悩み相談室の相談内容につきましても、やはり、近年、発達障がいに関する相談というのは、保護者からも多数受け付けておりますし、相談対応もしているところでございます。

現状につきまして、発達障がいという言葉は、入れておりませんでした。ニート、ひきこもり、不登校すべてに発達障がいというのは関わってくるという認識を我々も持っております。

このネットワーク会議自体ですけれども、今お話にありましたとおり、構成機関の中にも発達障がい者支援センターを含めておりますし、後は、相談窓口としても引きこもり支援センター、精神保健福祉センターも含めまして、発達障がい等も対応していくところの窓口の 1 つとして前面に出していきたいというふうに考えてございます。

現状としては、岩手県としては重要なことだという認識の下、今後も進めさせていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

【議長】

酒井委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他に委員の皆様。ネットワークのイメージ図にありますように、矯正・更生保護の観点から、もし佐々木委員代理から御意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

か。

【後藤委員】（代理：佐々木武則 企画調整課長）

保護観察所の企画調整課長をしております、佐々木と申します。よろしくお願いたします。

このネットワーク会議の位置付けについてですが、協議会の下部組織になるのか、メンバーがほとんど同じなので、実動部隊になるのか、お互いやりっ放しだったらどうしようもないだろうなというところもあってそこら辺のところがよく見えない。

ここで設置する以上は、必要であれば年1回でも実績は、ここで報告をさせるとか、そういった視点はあっていいのかなと思いました。ニートさんとか、ひきこもりだとか、不登校だとか、どちらかというとなら表に出ない。個別具体的にになるとあまり表に出ない。

苦しんでいる家族をどうやってこう引き上げていくのか、ネットワークを設置して、受け皿は作りました。どのくらいの数が上がってくるのか、その数字を想定されているのか、それによっては各関係機関等々が、どの程度の力の配分が必要なのかということもあろうかと思えます。もし、わかればお願いします。

【議長】

はい、お願いたします。

【岩淵主査】

ありがとうございます。まず最初のこのネットワーク会議、問題協議会の下部組織かという点についてですが、まったく別組織として考えてございます。

ただ、今この場で協議させていただいておりますし、今も意見をいただきましたとおり、ネットワーク会議を設立したその後の取組については、当然この問題協議会にも毎年御報告させていただきたいと考えております。

お話いただいたとおり、実はこの構成機関を見ますと、他にも共通するようなメンバーがある程度重複するような協議会というのは本県でも他県でもあると思えます。

ただ、対象としておりますニート、ひきこもり、不登校等の生活を困難にする子ども・若者となると本当に問題が複雑化しております、より広い、それぞれの各分野の機関が連携することが非常に重要だというふうに国でも謳っておりますし、我々も考えているところでございます。

構成員は重複するのですが、さらに広い形で関係する機関の皆さんでお集まりいただいて、支援ネットワークをまずは作っていく、より広いネットワークを作るところで、この会議の立ち上げを検討させていただいております。

確かに、支援の対象者が表に見えにくい方たちも多数いらっしゃいますので、行政から見えにくい部分につきましては、実際に各地域等で支援をされております民間支援団

体の皆様にも御参加いただくことで、子ども・若者の実態を把握しながら、進めていきたいというふうに考えております。

まずは、ネットワークを作るということが第一の目的でございますので、実際の具体的な数字等につきましては今のところ、正直はっきりとしたものは設定しておりません。ただ、必要に応じて、目標等につきましても検討することになると考えております。

【議長】

佐々木委員、いかがですか。

【佐々木委員】

このネットワーク会議がここの下部組織でないということであれば、いろんなメンバーがいるので、その方たちの総意とか何もない中で、ここで決めていいのか疑問に思いました。

【中里課長】

本日、協議事項ということで、議題にさせていただいておりますが、設置をここで決めるということではなく、この青少年問題協議会は、一番の役割といたしましては、計画を策定していただくということと、県の青少年健全育成の重要な取組、重要な施策について御協議いただくという役割を担っていただいていると認識しております。

新たなネットワーク会議の設置について、この協議会で議題とさせていただきまして、御意見をいただいた上で、設置につきましては県の方で決定をするということで進めさせていただこうと思っております。

下部組織ということではなく、別な組織ということになります。本協議会の構成機関の委員の皆さんの中にもネットワーク会議に入っていただく方も何人かいらっしゃいますが、ネットワーク会議の方は、あくまでも社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年という、ある程度限定的な青少年の方々を対象として、いろいろ情報交換をする。具体的には支援に結びつくような情報交換をする場ということで設置をさせていただきたいと思っております。

先程担当の方からもお話がありましたとおり、その中でひきこもり、ニートというような方々のなかなか表に出てこなくて、統計数値があるとしても、あくまでも推計であるというようなこともございますので、実際の支援に携わっている民間支援団体の方々にも入っていただいて、例えば、そういう方々に会っているとか、あるいは訪問アウトリーチをなさっている方々の声を聞きながら実態を把握していくということを役割として考えております。そういった中で、数値目標的なことが設定できるような状況になれば、それについても検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。津軽石部長、お願いします。

【津軽石環境生活部長】

事務局の立場でちょっと補足させていただければと思っております。

今、佐々木委員の方からネットワーク会議と、この協議会の位置付けはどうなんだろうかというお話がございましたけれども、先程事務局の方から御説明したとおり、本来的には根拠が若干違っておまして、この協議会は条例に基づく、県のいわば青少年施策について広く御審議いただく場でございます。

今、御協議申し上げますネットワーク会議につきましては、いわゆる子ども・若者支援法、いわゆる子若法といわれる法律がございまして、こちらの方を根拠にしているものでございまして、法的にはどちらが上下とかそういうことはございません。

役割的には、資料の2-1ですか、2の(2)のウのところちょっと書いておりますけれども、将来的には、市町村にもこういったネットワークを作っていただくということを我々としては構想しておまして、どういうことかということ、問題を抱えるお子さんというのは、隙間無く、切れ目無くケアをしていくということが必要なわけでして、学校を卒業しても福祉とか医療とか、あるいは雇用のところでケアがされる、社会生活ができるように、そういったことを一貫してケアしていくということはおそらく必要になって参りますので、市町村の段階でこういったものができた暁には、個々の青少年の方のケースに応じていろいろな支援、例えば高齢者でいえば、ケアプランのようなものが、段々できている。そういったものを最終的には基礎自治体の段階では作られていくべきものじゃないのかと思っております。最終的にそこに行き着く前段階として、県の中で関係する機関とか、行政機関・団体が、とりあえず、ネットワークを組んで情報のやり取りですとか、実際のケアの状況等を話し合う、そういう受け皿を作ろうじゃないかということで、今回御提案申し上げているようなネットワーク会議を作るということでございます。

したがって、こちらの協議会の方はより政策的な部分でございまして、ネットワーク会議になりますと、もうちょっと実務的と申しますか、ケアの実際のやり方とか、そういった人材育成とか、そういった部分を補うものかなと思っております。

構成団体は確かに重複しているところは多くありますけれども、そういった性格が若干違うというような認識で我々考えております。

【議長】

はい、ありがとうございます。子若法を根拠にして、こういったネットワーク会議の設置についてということございまして、事務局の御報告にお気づきの内容であるとか、青少年支援のお考えの内容について、率直に御意見等いただきたいと思っておりますけれども、

委員の皆様、はい、お願いします。菅原委員です。

【菅原委員】

先程の御説明ですと、イメージ的には県の方の協議会では、個々の事案を扱うのではなくて、大きい問題を話し合っ、細かい個別対応は市町村とかで作る協議会、ネットワークの方に任せたいというふうな大きな図式かとお聞きしました。

それを大体こんな感じで作っていくということを県の方では、ある程度示すものなのかを御伺いしたいと思います。理由といたしましては、我々が市で作るときに、盛岡で作るときはやっぱりこれと同じような方々をお呼びすることになって、多分滝沢市さんでも同じことになると、関係機関の方々がとても対応しきれないのではないかなということがあります、大きな仕組の骨みたいなところを最初に合わせておいたら良いのではないかなと感じています。

【議長】

ありがとうございます。

【中里課長】

はい、ありがとうございます。今御指摘いただいた行政機関、専門機関が限られているということは確かに課題だと思っております。さらに、市町村でネットワーク会議を設置する、しない、というのは、もちろん市町村ごとの判断ということもございます。

設置後は市町村の担当の方々も対象にした研修会等も実施し、市町村の皆様の御意見も聞きながら、どういった形に持っていくのかをこのネットワーク会議の場で検討していくということで、今の時点では、県の方で市町村がどういった形で構築するのがいいか、案はまだないということでございます。

【議長】

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。他に。はい、佐々木委員お願いします。

【佐々木委員】

はい、政策、方針について若干、当事者としての視点を含めた意見をさせていただきたいと思います。

先程、酒井委員の方から発達障がい視点からの発言がありました。私の子どもが発達障がいで、今週も月火は学校に行っていないという当事者としての面もございます。

そういう立場になってつくづく思うことがあるんですが、こういったことは、子どもの問題、広げても家族の問題というふうに捉えられがちなんですけれども、この辺の文

章もそういった視点で書かれている。それで適応できない子どもや家族を支援しようという、そのためのネットワークを作ろうという大きな流れになっていると思うんですが、当事者になってみると、もちろん本人の課題もいろいろありますけど、それだけじゃなくて、環境の問題も非常に大きいと思うんですね。その辺が合理的配慮ということで、法的にも位置付けられたところだと思います。

例えば、このネットワークにしても、様々なところがネットワークを作ってみんなで子どもを支援しようというふうな図に見えるんですが、例えば教育現場なんていうのは、そこ自体が支援が必要なんじゃないかと、本当に学校の先生方と話していて、すごく思うことがあります。クラスの運営の中で担任の先生ができる行動は限られていますし、後は正直言って学校教育の枠組みが正直窮屈すぎるというところもあって、先生方も動きが取れないところがたくさんあると思います。

ですので、是非今後こういったことについて後押しするときには、ニートなり、ひきこもりなり、不登校の、本人の問題という視点ではなくて、そういった状況をなくすための環境調整という視点を入れていただきたいなというふうに思いますので、ここで意見として述べさせていただきます。

【議長】

はい、ありがとうございます。ただいまのことについて、教育の観点から、伊藤委員いかがでしょうか。

【伊藤委員】

ありがとうございます。佐々木先生御指摘のとおりだと思います。環境の観点ということで、非常に必要かと思っておりますので、御検討いただければと思います。

【議長】

はい、ありがとうございます。他に何か御意見等ありましたら。清水委員、いかがでしょうか。

【清水委員】

盛岡少年鑑別所清水でございます。子若法に基づくこういうネットワーク会議、我々、転勤族なものですから、あちこちの県で参加しているんですけども、参加する職員とか、構成員が、大体どこに行っても同じで、それで考えてみたときに、特に岩手県は非常に広いところがございまして、我々は、盛岡市に拠点があつて、一関のところでは何かが起こったら、そこまで出られるのかどうなのかといったところで、特に市町村のネットワーク立ち上げって非常に重要なのかなと、感じたところです。

そういう県土の広さというところも踏まえていくと、いろんな相談機関とかネットワ

ークが盛岡中心になってきてるんですね。そこから少しはずれたところにどのようにネットワーク、たとえばそこにハブを置くのか、分支所みたいなものを置くのか、そのあたりが必要になってくるのかなと思いました。

参加していて非常に思うところなんです、例えば、少年鑑別所の場合、昨年6月に法律が変わりまして、地域の困難を抱えた少年の中でも、特に非行に関連する少年、これに対する地域で行っている活動への援助が法律の中にしっかりと謳いこまれました。

我々としてもいろいろなことができるようになっていて、そこはぜひ活用していただきたいところなんです。いろんな支援の機関があるんですが、例えば、実効あらしめるためには、顔の見える関係を作るのが非常に大事で、よくあるのはネットワークはできて、そこにこんなことがメニューとしてはあるんだけど、どうも実感が湧かないとか、いろんなところでどんな相談がされているか、どんな支援がされているのか、見えにくいところがございますので、せつかく今から立ち上げるというところがございますので、ぜひネットワークを構成する機関の担当者、その責任者等と顔の見える関係作りをして、例えば相互のネットワーク会議は参画している機関それぞれが受け持っていくとか、そういう工夫みたいなのを加えていただければ、非常に実効性が上がっていくんじゃないかなというふうに思っております。

我々は、多分個別の相談一つ一つに対応するというのは人的なところでやっぱり無理だと思います。ただ、先程ちょっと御提案がありました環境を整えるというところで、非行の知識とか知見を持っておりますので、環境に働きかけるネットワークのところ到我々に関われば、何が起きて何が問題になっているのかという問題の抽出といったこともできるでしょうし、後はその中でどうしてもこの子は知的な問題を見なくてはいけない、これだけは何かやる機関がないということになると、支援ができたりということもありますので、ぜひそういうところで活用していただければというところなんです。

そういうところも含めて、それぞれの機関が何をやっているのかというところをしっかりと周知していただくことを盛り込んでいただければというふうに考えております。意見です。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。雇用の観点から、労働局の佐々木さん、御意見等ありましたらお願いします。

【佐々木委員】

市町村ごとのネットワーク会議のお話もございましたけれども、うちの組織上で言えば、例えば今回こういう会議には労働局が出て、地域ごとの支援ネットワークができればそこは対応できます。

もっと言えば、市町村ごとでもそれぞれを所管するハローワークが対応できると思

ますけれども、例えば、地域支援ネットワークであれば、振興局対応なんですね。そういうことも方法の一つかなと思います。地域ごとに小さくしたネットワークもあるのではないかなと思ってます。

いろいろ雇用の問題でも若者、それから発達障がいのお話も出ましたが、それぞれ窓口が、ハローワークで担当が違ったりします。例えば、若者であれば学卒者、ニート対応であれば若年者対応が担当窓口になりますし、発達障がいとなりますと専門相談窓口といった形になって、それぞれ専門の窓口が変わったりしてますけれども、それぞれ主になるところが担当していると思います。

私も今度労働局として参画させていただきましたけれども、どの部門が担当するのか迷ったりすることもありました。総合的なものであれば最終的には企画室で担当するのですが、今回、雇用の関係ということで私が委員として出席させていただきました。

対応が大変だといえば大変なんですけれども、ハローワークを巻き込んで取り組んでいきたいと思っております。

【議長】

はい、ありがとうございます。県警本部の及川様、何か御意見等ありましたならばお願いしたいのですが。

【及川委員】

警察本部少年課の及川といいます。こういうネットワーク会議、相談ネットワーク会議みたいなのは、けっこう各組織にもあると思うんですけれども、それらが最終的にこういうネットワーク会議を設置したという題目だけにならないような会議にしていればいいのかと思います。

このネットワーク会議、おそらく年1回か2回開催するとは思いますが、その会議の中で、その関係機関が、捉えている問題を話し合っ、それを今度市町村にいか、フィードバックしていくかということを考えた委員会にしていかなければならないとは考えております。

【議長】

はい、ありがとうございます。他に御意見等ありましたならば、委員の皆様方お願いしたいのですが。金谷 PTA 顧問いかがですか。

【金谷委員】

はい、私は立場上、様々な会議に参加させていただいておりまして、立場上 PTA などで子ども達のことを一番として発言させていただいております。

この青少年問題協議会というネーミングの会でありますから、いじめという部分につ

いての、もう少し踏み込んでいただければなと思っております。

支援ネットワークにも、教育の部分なのか福祉の部分なのかわかりませんが、しっかりいじめを把握して防止する、それには何をしたらいいのかという部分をしっかりと明記していただければよろしいのかなと思います。

ただ県には、先程伊藤委員もおっしゃいましたけれども、いじめ・子育て会議とかいろんな会議、いじめに関する会議があるわけですから、せっかく青少年問題協議会というネーミングですので、そこのところを少し書き加えていただけたらなと思います。

一昨日、高校生で四十四田で飛び降りたとの報道がありました。悲しいことが続いておりますから、我々大人がしっかりと子ども達に寄り添っていききたいなとそういうふうには思っております。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。紫波総合高校の渡邊校長先生、御意見等ありましたならば、どうぞお願いします。

【渡邊委員】

本当に発達障がい等の生徒たくさんおります。このネットワークのこと、先程からお話を聞いておまして、例えば退学している生徒のことを考えると、どこに生徒が行ってるのかと、進路変更の中で働くからやめていくというところがあるんですけども、ほとんどが中学校卒業というのではなくてアルバイト的な形で社会に出ていて、その後どうなっているのかなというのが心配です。

ニート、ひきこもりというところから考えれば、相談に来てくれる親がいれば、そういった子どもがいるんだってわかるんでしょうけれども、分母のところではわからない子ども達がいたら大変なのかなというふうに思います。

ぜひこの関係の機関、ネットワーク機関のところで、取り残しのないような配慮をいただければ子ども達もうまく育っていくんじゃないかと感じました。そのときはよろしくお願いいたします。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。八重樫様、報道部の立場から何か御意見等があればお願いします。

【八重樫委員】

様々こういった会議はあるんですけども、中高生を卒業すると、そういった実態を把握することがなかなか難しいので、こういった意義あるネットワーク会議を設置すると思いますので、把握した実態を是非支援に繋げていくようにお願いします。

【議長】

ありがとうございました。はい、海老委員お願いします。

【海老委員】

私は地域から選ばれています。遠野市から来ております。市町村は、後回しというように感じでネットワークのことが書いてあったんですが、それはよくわかるんですが、岩手県でこういうことをやっているのは、ここしかわからない、市町村の方は、自分達は自分達のところでやってるんですよね。

それで、ひきこもりとか地方の方にもいっぱいあるんですけども、なかなか上がってこない、見えない。

盛岡といえば盛岡しか見えてない、全体が見えてない。私も地方から出てきてますので、皆さんの意見を聞いて、なるほどな、地方にいればこういうことがわかってないなと感じます。子ども達とか、私の場合は孫がいて、よくわかるんですが、本当に子ども達がどうして静かなんだろうと。学校のそばに家があるんですが、声が聞こえないんですよ。ひきこもっているか、外で遊ばない子が多くなってる。

市町村からも代表者なりを募ってこのプランの中に入れて、話し合いの中に入れてくれればいいのかとさっきから思っていました。

地方は後にしないで、先の方に考えてほしいなと思っております。よろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございます。宮島委員は家庭裁判所の調査官というお立場でいらっしゃると思いますので、そういった立場から何かありましたら、お願いいたします。

【宮島委員】

盛岡家庭裁判所調査官の宮島でございます。最近、家庭裁判所では、家庭、親族に関する問題、家事事件とありますが、それとは別に非行少年を扱うという2つの大きい部分で動いておりますが、特に家事の方の関係でいいますと、最近非常に子どもさんがらみの調停事件、あるいは審判事件が全国的にもかなり増えています。これは一つは少子化を反映してのことなのかと思っております。見ていますと、親の紛争に子どもが巻き込まれている。その子どもさんになかなか目がいかないもんですから、子どもさんが思いつめる。そんなケースがたくさんある、目にするようになっております。

したがって、子どもあるいは若者の健全育成というときに、やっぱり大事なのは家庭の監護養育機能がどれだけ健全かということ、そういう家庭がどれだけしっかりしているかといったことを見ていかないと、ただ子どもさん、あるいは若者だけに焦点を当てて、そこを良くしていこうとしてもなかなか難しいのではないかなと思ひながら皆さん

のお話を伺っておりました。

そういう意味では、先ほど佐々木委員の方からお話ありましたが、やはり環境にもきちっと目を向けてですね、そちらの方をきちっと整理していくという視点が大事なのではないかと私もまったく同感でございます。

例えば、具体例を一つ申し上げますと、親御さん、お父さんとお母さんが離婚する。お子さんがいる。お子さんは今の現行の民法ではどちらかが親権者にならなきゃいけない。お父さんが引き取る。お母さんが引き取る。そうすると、子どもさんと一緒に暮らさない親御さんは定期的に、子どもさんと会って交流する。面会交流というんですけれども、これがきちんに行われますと、仮に親御さんが離婚して、ないしは仮にいっしょに暮らせない親ができたとしても、子どもさんのダメージはある程度軽減することができる。ところが、家裁に持ち込まれるケースっていうのはいろんな理由が、事情があるんです。絶対に会わせない、面会交流をめぐって対立する。そういう事案が結構増えてきたんですね。そこはいろいろ家庭裁判所は、裁判官はじめいろんなスタッフが関わって調整して、なんとか基本的に虐待とか連れ去りとか問題がない限りは子どもさんとの面会交流はやってもらおうという方向で調整しております。調整までできて、子どもに会わせるのはいいけれども、要するに別れた夫、別れた妻の顔は見たくない。そこが最後ネックになって、せっかく面会交流ができるところまであと一歩のところまでいってできないというケースが結構増えてきております。そういうときに、子どもさんの受け渡しを仲介してもらえる公的な機関があったらすごく裁判所としても助かるし、もっと言えば子どもさんが一番助かるんじゃないかなというふうに思ったりしています。

子どもさんの健全育成のバックにあるのは、家庭であり、そこをきちんと家庭機能を支えるそういう体制を整えていくことも大事なんじゃないかなと思います。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。他に委員の皆様、何かありましたらお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

では、御審議ありがとうございました。行政の皆様からは専門的な御意見をたくさんいただきましたし、それから学識経験者の皆様からは、地域に関して、あるいは置かれた立場での御意見をたくさん頂戴いたしました。ありがとうございます。本日いただきました御意見につきましては、事務局で調整して最終案としていただくようお願いいたします。

なお、今後調整が必要となる場合は、私と事務局におまかせいただけますでしょうか。そのようにしてよろしいでしょうか。

(異議なしとの声)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

では、次に（３）の情報提供ですけれども、事務局よりお知らせがあります。お願いします。

[事務局（高橋主査）から参考資料について説明、情報提供]

【議長】

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございました。

6. その他（高橋主査）

委員の皆様、御審議ありがとうございました。次に6のその他ですが、事務局から特に御連絡はありません。皆様から何かございますでしょうか。

7. 閉会（高橋主査）

ないようですので、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、平成28年度岩手県青少年問題協議会を閉会いたします。

委員の皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。

会議録署名委員
